北海道恵庭南高等学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針

(平成 2 9年 5月 3 0日 改訂) (平成 3 0年 5月 2日 改訂) (令和 3年 4月 1日 改訂) (令和 5年 4月 1日 改訂) (令和 5年 12月 1日 改訂) (令和 6年 4月 1日 改訂)

1 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法

第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの内容

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされたり
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの要因

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒 にも生じ得る
- ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人 の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問 題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする
- ・いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る
- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る

- 2 いじめ防止の基本的な考え方
 - (1) いじめ防止委員会の設置

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、関係教諭、 スクールカウンセラー、いじめ問題対策チーム、外部専門家 ほか

- (2) 関係機関との連携
- (3) いじめの早期発見と早期対応
 - ①定期的なアンケート調査の実施 (情報端末等の活用も含む)
 - ②重大事態への迅速かつ適切な対応
- (4) 教育相談体制の充実
 - ①いじめ相談・通報窓口の設置
 - ②相談体制の構築を図る工夫並びに指導内容のプログラム化
 - ③情報の共有
- (5) 校内研修の充実
 - ①いじめへの対応に係る教職員の資質・能力の向上を図る取組
- 3 いじめ防止の具体の取組

いじめ問題への対応では、いじめに向かわせない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり等の予防的な取組が体系的・計画的に求められる。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

- (1) 学業指導の充実
 - ①規範意識、帰属意識を互いに高め合える集団の形成
 - ②コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりの特性・能力に配慮した授業実践
- (2)特別活動、道徳活動の充実
 - ①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ②ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ①面談の定期的実施
- (4) 人権教育の充実
 - ①人権意識の高揚を目的とした講演会等の開催
 - ②人権に関わる研修会への参加、校内研修会の実施
- (5)情報教育の充実
 - ①教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等に関する説明、広報活動の活発化
 - ②学校公開 (授業・部活動等の見学) の実施
- (7)情報の共有化
 - ①報告経路の明示及び「ホウレンソウ体制」の確立
 - ②職員会議等での情報の共有
 - ③要配慮生徒の実態把握
 - ④進級時の引き継ぎ(担任・学年主任)
- (8) 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気の醸成

全校集会やホームルーム活動で校長や教職員がいじめの問題に触れ、学校の方針を生徒に伝える。また、学級活動・生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え議論する活動や、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

4 いじめの早期発見・早期対策

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に細心の注意を払うとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが 重要である。

- (1) 生徒のサインを見逃さない
 - ①いじめられている生徒のサイン
 - ・いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いため、多くの教員の目で多く の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。
 - ②いじめている生徒のサイン
 - ・いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを取りながら、状況を把握し適切に対処する。
 - ③教室や家庭からのサイン
 - ・教室内がいじめの場所となることが多く、教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。
 - ・家庭からのサインは、生徒の動向を振り返り、確認することでいじめを発見しやすい少しでもサインが見られたら、学校との連携を図るよう保護者に伝えておく。
- (2) 定期的なアンケート調査の実施
- (3) 定期的な教育相談の実施

5 いじめ発見時の対応

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。緊急時における組織的な対応を心がけ事実確認を速やかに行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との協力の下に取り組む。

- (1) 生徒への対応
 - ①いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。
 - ・安全、安心の確保
 - ・心のケアの充実
 - ・今後の対策について、共に考える
 - ・活動の場等を設定し、認め、励ます
 - ・温かい人間関係の構築
 - ②いじめている生徒へ、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒 の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く丁寧に行う。
 - ・いじめの事実確認
 - ・いじめの背景や要因の理解
 - ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
 - ・今後の生き方を考えさせる
 - ・必要により懲戒を加える。
- (2) まわりの関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、まわりにいて見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団に対して、自分たちでいじめ問題を解決する方法を考えさせ、集団の課題解決力を高める。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係の構築を考えさせる
- ・自己有用感が味わえる集団づくり
- (3) 保護者への対応

- ①いじめられている保護者から相談された場合、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感・信頼を与えられるようにする。
 - ・じっくりと話を聞き、保護者の要望・意向を受け止め整理する。
 - ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの具体的な解決策を共に考え協力を求める。
- ②いじめている生徒の保護者に対して、事実を把握したら速やかに面談を行い、丁寧に説明し状況の理解に努める。
 - ・いじめは誰にでも起こる可能性があり、生徒や保護者の心情に配慮しながら、学校の指導について理解・協力を求める
 - ・いじめられた生徒との人間関係を修復していくことを目的として、学校と連携を密に適切な 対応に努める。
- ③保護者同士が対立するなどの場合は、必要に応じて教員が間に入り関係調整を行う。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き入れ、寄り添う姿勢で臨す。
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。
- (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあり、情報の交換だけでなく、関係機関と連携して、一体的な対応することが重要である。

- ①教育委員会(石狩教育局)との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応の仕方
 - 関係機関の紹介・調整
- ②警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③福祉関係機関との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④医療機関等との連携
 - ・精神保健に関する相談(カウンセリング)
 - ・精神症状についての診断・治療、指導・助言
- 6 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したりする。また、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為や掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどといった犯罪行為のことである。

- (1) ネットいじめの予防
 - ①保護者への啓発
 - フィルタリングの設定
 - ・保護者の見守り・指導
 - ②情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ③ネット社会についての講話(防犯)の実施
- (2) ネットいじめへの対処
 - ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え

- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール
- (3) 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合などである。

(1) 具体的な重大事態

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続して欠席した場合(状況により判断)
- (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会(石狩教育局高校班)へ速やかに報告し、いじめ問題対策チームとも連携しながら、指示・指導を受ける。

また、北海道が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8 いじめの解消について

いじめは、「謝罪」をもってのみで解消とするのではなく、①いじめに係る行為が止んでおり ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、が最低条件である。解消の見極めについては、校内組織だけでなく、必要に応じて外部組織等とも連携し、集団で判断する。

日常の指導体制(未然防止・早期発見)

学 校

- ・学校いじめ防止基本方針
- いじめに向かわせない姿勢
- ・風通しの良い職場環境
- 保護者地域等との連携

いじめ防止委員会

〈定期開催〉

- ・学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画、立案
- 調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- 要配慮生徒への支援方針
- いじめ問題対策チーム



未然防止

☆学業指導の充実

- ・ 学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

☆特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動の充実
- ボランティア活動の充実
- ・部活動における適切な人間関係の構築

☆教育相談の充実

・面談の定期開催

☆人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

☆情報教育の充実

☆いじめに向かわせない態度・能力の育成 ☆いじめ根絶に係る生徒の主体的な活動の推進

- ☆保護者・地域との連携
 - 学校公開の実施等、日常的な連携の深化

・学校いじめ防止基本方針等の周知

早期発見

☆情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- •相談、訴え(生徒、保護者、地域等)
- アンケートの実施(定期)
- ・ 各種調査の実施
- ・面談の定期開催(生徒・保護者等)

☆相談窓口の確立

• 相談窓口の設置、周知

☆情報の共有

- •報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 職員会議での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引継ぎ

